

## 鈴鹿市地域づくり一括交付金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鈴鹿市地域づくり一括交付金交付規則（令和2年鈴鹿市規則第22号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金)

第2条 鈴鹿市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）の構成は、別表に定める。

2 交付金のうち別表に定める事業運営費（以下「事業運営費」という。）は、基礎額、高齢化率加算額、年少加算額、世帯数加算額及び人口加算額の合計額とし、その算定方法は別に定める。

3 交付金のうち別表に定める事務局費（以下「事務局費」という。）の額は、別に定める。

4 市長は、地域づくり協議会（以下「協議会」という。）に対し交付する交付金の金額を公表する。

(交付金の対象経費)

第3条 交付金の対象経費は、鈴鹿市地域づくり協議会条例（平成31年鈴鹿市条例第3号。以下「条例」という。）第7条に規定する事業に伴う経費で、詳細は別に定める。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 営利目的の事業に要する経費

(2) 条例第8条で制限する活動の経費

(交付金の流用)

第4条 協議会は、事業運営費を事務局費へ流用してはならない。

2 協議会は、特別の事情により事業運営費に不足が生じた場合は、当該不足額に相当する額を上限として、事務局費を事業運営費へ流用することができる。

3 前項の規定の適用を受けようとするものは、地域づくり一括交付金の流用に係る特例承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、流用の可否を決定し、地域づくり一括交付金特例承認（不承認）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知する。

(交付金の繰越し)

第5条 規則第9条に規定する余剰金は、当該余剰金の2分の1に相当する額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を繰り越すことができる。ただし、当該年度に交付を受けた事業運営費（前条第2項の規定を適用する場合にあっては、同項の規定を適用しないで計算した額とする。次条ただし書において同じ。）の10分の1に相当する額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

(基金の設置)

第6条 規則第7条に規定する基金は、事業運営費をもって積み立てるものとする。ただし、当該年度に交付を受けた事業運営費の5分の1に相当する額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を上限とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

交付金の構成	対象経費
事務局費	地域づくり協議会の事務局運営に当たり、事務局員への給与又は謝礼等のほか、事務局運営に使用する備品等の購入に使用できる経費
事業運営費	地域づくりを推進するために地域づくり協議会が行う事業に使用する経費

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先） 鈴鹿市長

提出者 団体名

代表者住所

代表者氏名

地域づくり一括交付金の流用に係る特例承認申請書

年 月 日付で交付を受けた地域づくり一括交付金について、地域計画に基づく事業推進のため、事務局費から事業運営費への流用を行いたいので次のとおり申請します。

1 流用申請額 円

2 申請理由

第2号様式（第4条関係）

鈴 第 号  
年 月 日

団体名

代表者氏名

鈴鹿市長

印

地域づくり一括交付金特例承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました地域づくり一括交付金の流用にかかる特例申請について、次のとおり決定しましたので、通知します。

1 次のとおり承認する。

流用承認額 円

条件

2 次の理由により不承認とする。

理由